

小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

平成26年盛夏

# 軽減税率、飲食料品対象に8案

## 線引きや導入時期など課題も

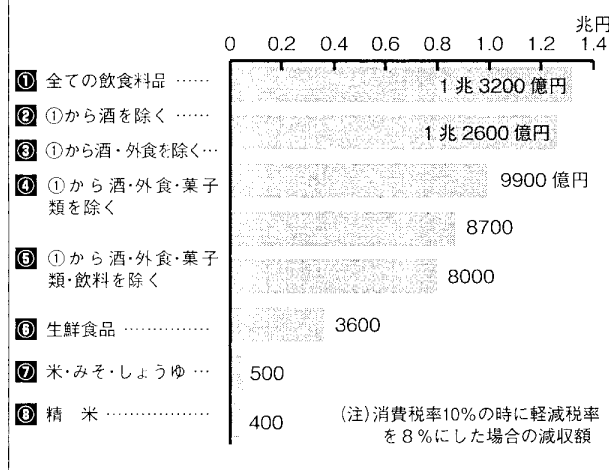
### ■軽減税率導入の検討

自民、公明両党は、6月初旬に与党税制協議会を開き、生活必需品の消費税率を低く抑える「軽減税率」の素案を発表しました。これは来年10月に予定されている消費税率10%への引き上げの際に、生活必需品の税率を低く抑えるための措置です。

軽減税率の対象品目として、今回は飲食料品分野の「全ての飲食料品」「酒を除く飲食料品」「酒・外食を除く飲食料品」「米・みそ・しょうゆに限定」「精米のみ」など8案が示されました。

与党税制協議会が飲食料品の8案のみの提示にとどめた背景には、企業の反応を見極めたいとの考えがあります。生活必需品関連を取り扱う企業によって、自社製品が軽減税率の対象になるか否かは経営を左右する問題となり、対象品目の絞り込

軽減税率の対象品目（飲食料品）の8案



みを進めると対象に入らない業界からの反発が予想されます。

これらを踏まえ、関係団体への意見聴取がスタート。8月末までに約50の業界団体からヒアリングを行った上で年末までに結論を出す方針ですが、各業界の利害が絡む問題だけに調整は難しそうです。

### ■導入に向けての課題

軽減税率の対象品目を絞り込めたとしても、個別品目の線引きは容易ではないとの声もあります。例えば、今回示された飲食料品の一分野をみてみても、外食を対象から外した場合に店内飲食と持ち帰りをどう区分するのか、玩具付きの菓子は軽減税率の対象となるのか、仮に高級品を対象外とした場合には何をもって高級品と定義づけるのかといった課題があります。

軽減税率の導入時期についての課題もあります。

昨年末の与党税制改正大綱には「消費税率10%時に導入」と明記がされていますが、来年10月に予定される消費税率10%への引き上げと同時に、10%に移行後の間なのかは未だ確定していません。

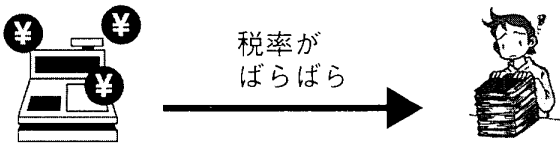
また、同協議会は、複数の税

### 軽減税率導入への課題

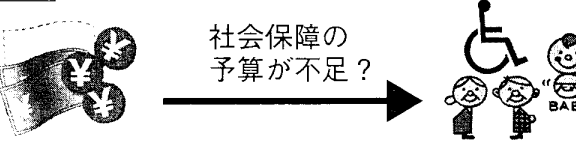
課題 税率、どこで線引き？



課題 商店や企業の事務作業が煩雑に



課題 税収が減った分の穴埋めは？



率が発生することから、軽減税率導入時の経理方法についての4案を提示。異なる税率ごとに取引金額の総額を記載した請求書の作成・保存だけで済む「請求書等保存方式」や、「インボイス方式」などを選択肢に掲げています。ただし、インボイス方式は商品ごとに税率や税額を請求書にそれぞれ記載・保存することが義務づけられることから、企業の事務負担増などが懸念されています。

企業や家計にとって大きな影響のある軽減税率制度です。今後の動向が注目されます。

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2014年分の路線価(1月1日現在)を発表しました。全国約34万地点の標準宅地は前年比で平均0・7%マイナスと6年連続で下落しましたが、下げ幅は前年より1・1ポイント縮小。前年を上回ったのは8都府県で、東京都や大阪府が6年ぶりに上昇しました。下落した38道府県も下げ幅はすべて縮小し、全国の地価の底打ち傾向が強まっているようです。

東京都は1・8%上昇、大阪府は0・3%上昇でリーマン・ショック前の08年以来の上昇。愛知県は1・2%上昇と2年連続で上がり、三大都市圏の3都府県がそろって上昇しました。首都圏では神奈川、千葉、埼玉がいずれも6年ぶりに上昇に転じました。

地方でも金沢や広島などの中核都市では上昇が目立ちました。下落率が5%以上の都市は水戸、長野、宮崎、鳥取と4都市ありましたが、昨年の18都市からは大幅に減りました。大都市圏を中心に地価の回復が鮮明となりましたが、その背景には不

## 路線価、大都市圏で上昇 地価の底打ち傾向強まる

— 国税庁・2014年分 —

動産投資信託(REIT)などの投資マネーの流入や企業のオフィス需要の拡大があります。不動産証券化協会によると、13年のREITの物件取得額は約2兆2千億円と過去最高。日銀の金融緩和で資金調達がしやすくなり、物流施設や商業施設の取得を活発化しています。

企業のオフィス需要も盛り上がりつつあります。大手不動産業者が発表した東京中心部の5月末のオフィス空室率は6・52%で11カ月続けて前月を下回りました。消費増税前の駆け込み需要で13年の新設住宅着工戸数も98万戸と前年から11%増え、住宅地の地価を底上げしたもようです。

路線価は、主に相続税や贈与税の土地評価の際に使用するものです。一般的な土地取引の指標となる公示地価の水準の8割程度で、売買実例も参考に算出されています。

1月1日以降の相続、贈与については、今回の路線価を使って評価することになりますので、ご注意ください。

## 法人実効税率が引下げへ 数年内に20%台目指す

— 日本と諸外国との差は? —

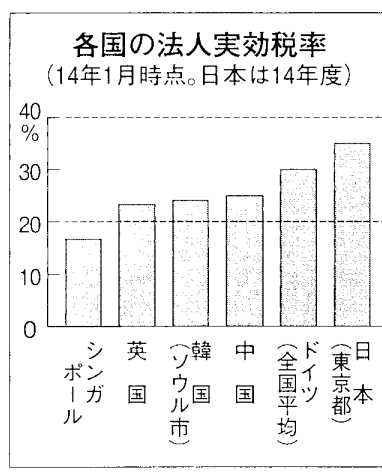
法人実効税率。これは、国税の法人税と地方税の法人住民税や法人事業税などを合わせ、利益に対する企業の実際の税負担率を表したものです。

2014年度以降の日本の法人実効税率は、国と地方合計で35・64%(東京都の場合)となっています。諸外国との比較では、40%を超過する米国などを除き、ドイツ(29・59%)、英国(23%)、中国(25%)、韓国(24・2%)、シンガポール(17%)といった国々に比べて高い状況となっています。

日本では永らく、諸外国に比べて高い法人税負担が、企業の国際競争力にマイナス効果をもたらしているとの見方があり、その税率見直しが議論され続けてきました。

日本の法人税率が高止まりしている一方で、過去数十年の間、世界の国々は税率を引き下げてきました。税率引き下げの背景には、各国の様々な経済戦略が見えます。

一般的に、外国企業の積極的誘致を目指す国は10%台、自国企業の海外流出を防ぎたい国は20%台後半に法人実効税率を設定しているという狙いがあります。



税率が高止まりしていることで、日本企業の国際競争力が損なわれ、海外企業の日本進出を阻む懸念があることから、先般、政府が閣議決定した成長戦略では、法人実効税率を来年度から数年で20%台に引き下げると目標が盛り込まれました。

法人実効税率の引き下げが現実味を増す一方で、税率引き下げによる減収を補うための代替財源確保の議論も活発になってきています。

現在、この代替財源に挙がっている候補には、赤字企業でも事業規模などに応じて課税する「外形標準課税」の対象拡大や、一部企業に税優遇を認める「租税特別措置」の縮小などが検討されています。ただし、経済界や企業からの反発の声も多く、調整は難航を極めそうです。



### ◆消費税の簡易課税制度 みなし仕入率の改正◆

平成26年度税制改正に伴い、消費税の簡易課税制度の「みなし仕入率」の見直しが行われました。

簡易課税制度とは、事業者の基準期間（その課税期間の前々年又は

事業区分	みなし仕入率 〔改正前〕	みなし仕入率 〔改正後〕
卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	60% (第四種)	60% (第四種)
金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	50% (第五種)	50% (第五種)
不動産業		40% (第六種)

前々事業年度)における課税売上高が5000万円以下で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に提出している事業者は、課税売上げに係る消費税額から「みなし仕入率」という一定割合を乗じて算出した金額を仕入税額とみなして控除し、納める消費税額が計算できる制度です。

#### ■改正の概要

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業及び保険業を50%（現行60%）、不動産業を40%（現行50%）とする改正が行われ、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

#### ■経過措置

平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合は、その届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用される経過措置が設けられています。

## 8月の税務と労務

### 一 税 務

- ★個人事業税の納付（第1期分）  
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月11日
- ★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…9月1日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…9月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…9月1日

### 一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…8月11日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…9月1日

景気が回復基調にあることが各種統計でも裏付けられてきました。「景気回復に伴い、わが社の未来も明るい」といった楽観主義的なことを主張すれば、「危機感が足りない」と指摘する人もいます。▼「危機に瀕したわが社を改革する」といった主張は、危機感を認識するといふ点で説得力がありますが、時として改革した先の将来の具体的なビジョンが描かれないことなるあまり、リスク候補をあれ

### 健全な楽観主義

これ考え、その回避策ばかりを考えます。考えれば考えるほど、リスク候補が増えてしまい、本来の改革が行われないケースが少なくありません。▼楽観主義者はリスクを考えないわけではありませぬ。リスクをとって改革を断行するために具体的な対策を打ち立てるものです。間違えがあれば、それをとがめるのではなく、教訓を次に生かすのが楽観主義といえます。健全な楽観主義が改革の原動力となるのではないのでしょうか。